

不当労働行為行政訴訟

東京高裁 胸のすくような素晴らしい判決

いつも暖かいご支援ありがとうございます。

2011年1月、整理解雇撤回を求めて提訴してから4年半が経ちます。東京地裁、東京高裁と敗訴が続き、今年2月に最高裁であっけなく上告棄却。

私たちが感じていたこと、やってきたことは間違いだったのだろうか：法に反していたのだろうか：世間や常識では認められないことだったのか：と忸怩たる思いでこの数か月を過ごしてきました。

そして、6月18日。もう一つの裁判の判決ができました。2010年企業再生機構の管財人が組合に対して行った不当労働行為に対する東京高裁の判決です。本当に胸のすくような素晴らしい判決でした。やっぱり間違っていないかった。思っていたことをそのまま裁判長が代弁してくれました。



数日後会社が上告し、この裁判もまた最高裁に場を移すことになりました。まだまだ終わっていません。

4月15日、国会の厚生労働委員会、ILO（国際労働機関）からの、この解雇問題に関して2度の勧告が出されていることに関しての国会質問で、地元愛媛選出の塩崎恭久厚労大臣が「労使で話し合いが行われることを注視している」と答弁しました。3人の原告の出身地愛媛選出の塩崎さんが厚労大臣の今、きつという風に物事が回っていくような予感がします。

伊方町出身

原告 二宮斉子

JAL不当解雇に思う

愛媛労連青年部副部長 堀川孝行



この原稿依頼を受けたとき、今年も行われた「働くものの学習交流会 in えひめ」を思い出しました。それは4年前の「学習交流会」のテーマを「不当解雇」にしたとき、愛媛にも闘争団がいると知り、林恵美さんに講演をお願いしたことに遡ります。林さんの話を聞いた青年からは、「JALの労働組合つぶしのひどさと不当解雇への怒りを感じた」、「仕事に対する誇りと自信があるから」、「これに許せばJALで働く労働者が

もっと悪い状況になる」、「改めて組合の大切さを知り、一人では闘えないから仲間が助けになると思った」など、この闘いの本質を突くような感想が寄せられたことを思い出します。私たちは仲間や誰かのために闘わなければならないときがあります。その先頭で旗を掲げ続ける闘争団に敬意を表します。私たち利用者としての安全・安心のためにも、不当解雇との闘いを支援し、先頭で闘うみなさんを「あの空へ帰そう」ではありませんか。

JAL愛媛原告を支える会



発行：JAL不当解雇とたたかう愛媛原告を支える会
連絡先：愛媛自治労連会館3F愛媛労連内
松山市三番町8-10-2 Tel 089-945-4526

集まろう 8月12日 PM 6時～ 松山空港前宣伝

全国いっせい 要請行動で JAL松山支店要請

6月9日



6月9日に取り
組まれた全国いっ
せいJAL支店要
請行動のもと、愛
媛でもJAL松山
支店への要請が取
り組みられました。

要請行動には、
原告を先頭に、支
える会や愛媛労
連、新婦人など6
団体8人が参加
し、早期の話し合
いによる解決を求
める要請書が手渡
されました。

JAL松山支店
からは、統括マネ
ージャーの越智義
之氏とマネージャ
ーの玄場智雄氏が
対応しましたが、
今回も支店長は姿
を見せませんでした。
懸命に職場復
帰を求める訴えに
も顔さえ見せない
支店長の対応に
は、JALの姿勢
が垣間見えました。



東京高裁

日航解雇過程の不当労働行為を断罪

日本航空が2010年にパイロ
ットと客室乗務員の解雇を強行す
る過程で、管財人・企業再生機構
(当時)の幹部らが、日航乗員組
合と日航キャビンクルーユニオン
(CCU)の解雇回避のためのス
トライキ権確立を妨害したこと
について、東京高裁は6月18日、憲
法28条の労働基本権に踏み込ん
で、管財人らの不当労働行為を断
罪しました。

の解雇が本当に回避できなかった
のかを再検証し、解雇されたパイ
ロットや客室乗務員の職場復帰に
ついて誠実な協議をすることが求
められています。

判決は、「日本国憲法は、会社の
存続を優先して労働組合の運営に
支配介入することは認めていな
い」とし、「争議行為(ストライキ)
を阻止したいのであれば、労働組
合との間で妥協を図るしかない」
と強調しました。

今回の判決によって2010年

減目標を達成していたのだからど
うか、会社側は具体的な数字を明
かにしないままです。会社側
が不当労働行為をせずに人員削減
の達成状況を労働組合に開示して
いれば、解雇回避はできたはずで
す。いま、日航の職場では、パイ
ロットが170人以上他社へ転職
し、客室乗務員は毎年600人ちか
くが退職しています。日航乗員組合
やCCUは、人員不足を解消し、空
の安全を守るためにも、解雇者の速
やかな職場復帰を求めています。